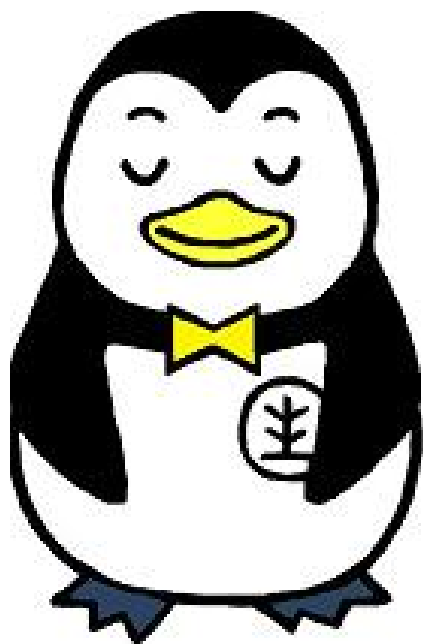


更生保護における ～再犯防止に向けた取組～

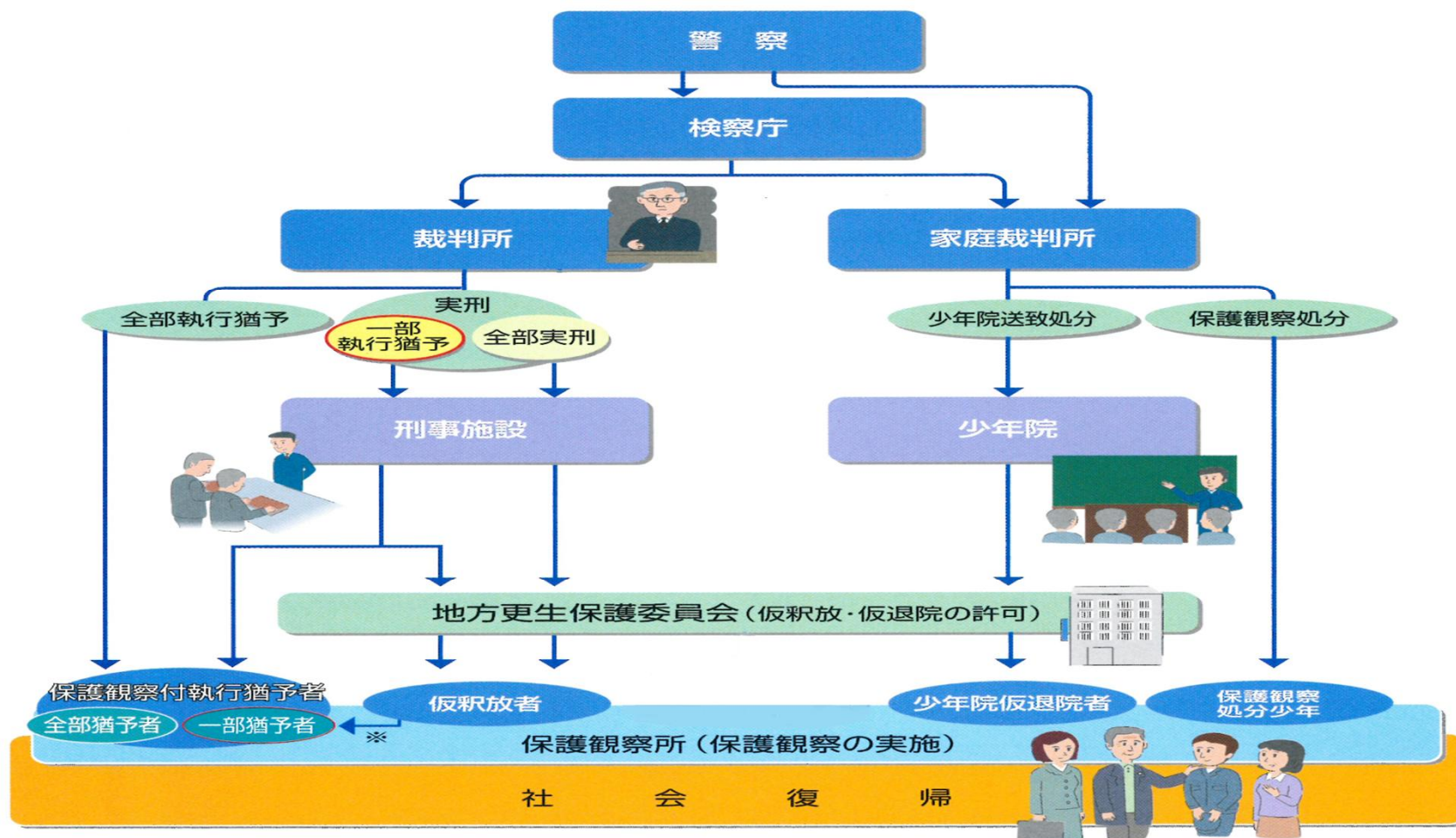


立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

横浜保護観察所

1 更生保護の概要

刑事司法手続きの流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

更生保護とは

更生保護法第1条

この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、**社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし**、これらの者が善良な社会の一員として自立し、**改善更生することを助ける**とともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、**社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する**ことを目的とする。

施設内処遇

(刑事施設、少年院等における処遇)



社会内処遇

(保護観察による処遇)

社会内処遇では、犯罪や非行に至った経緯や原因を把握した上で、対象者本人に働き掛けることに加え、その「環境」にも働き掛ける。

住居支援、就労支援、福祉支援等、社会内における生活基盤づくりを支援する。

指導監督

- 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う
- 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的プログラムを実施する など

補導援護

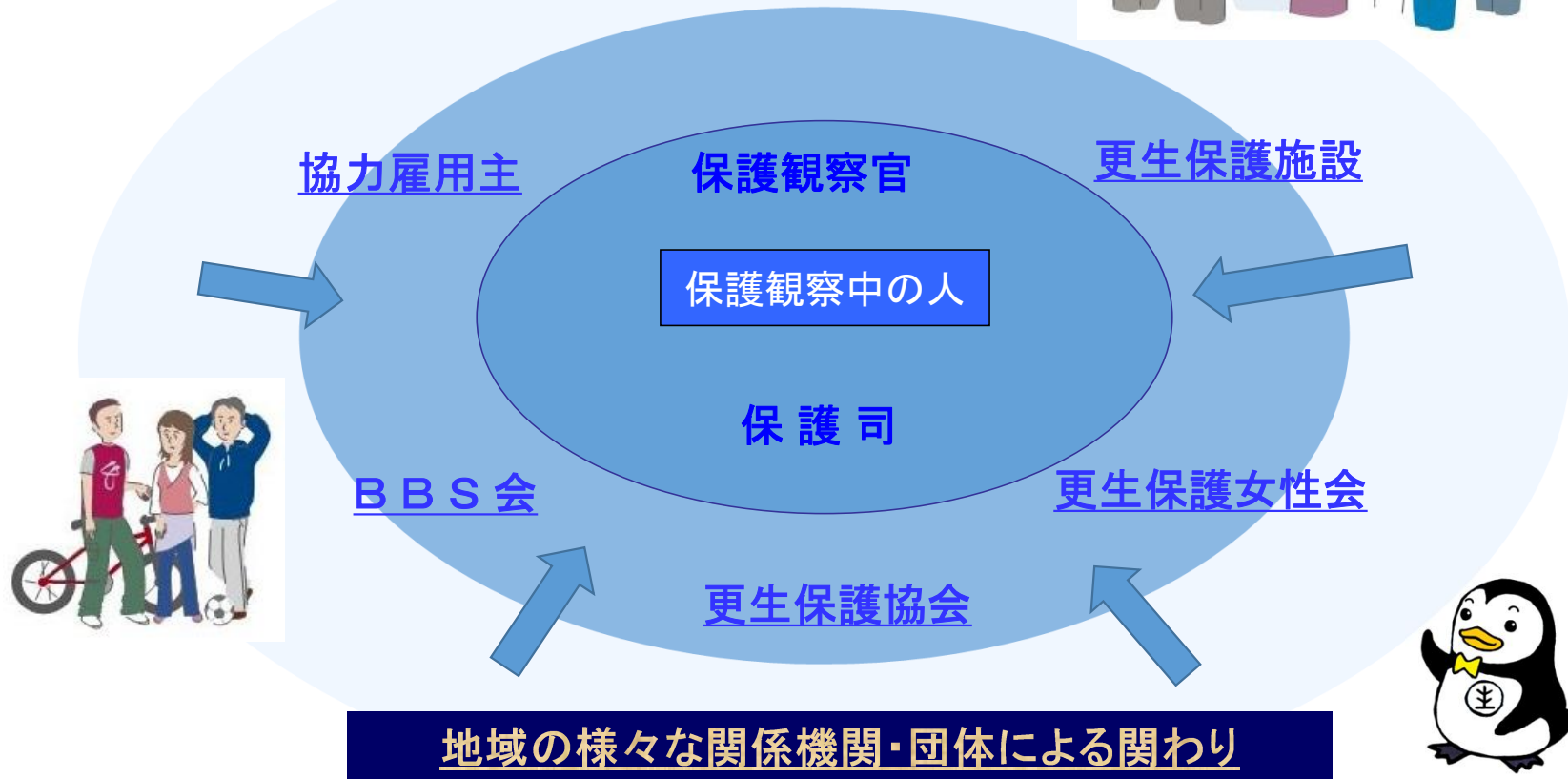
- 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける
- 生活環境の改善を行う など



再犯防止

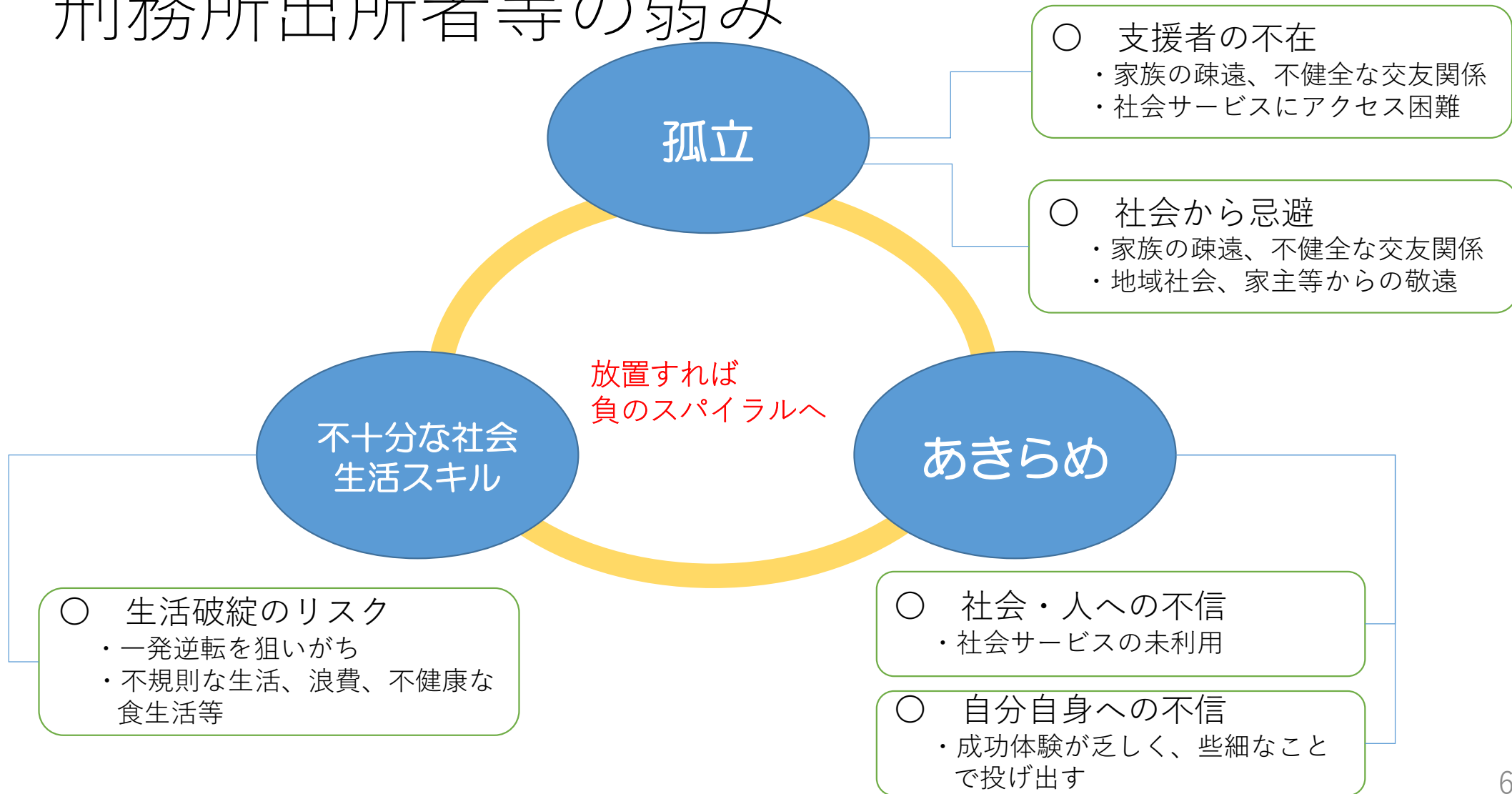
更生保護を支える人々

更生保護は、国家公務員の保護観察官と、
民間篤志家である保護司との協働により進められています。
そのほか、多くの更生保護ボランティア団体のほか、
地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいています。



2 刑務所出所者等の特徴

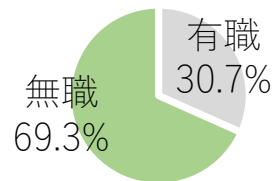
刑務所出所者等の弱み



刑務所出所者等の生き辛さ

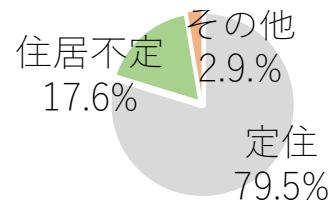
仕事や住居がない

約 7 割が再犯時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

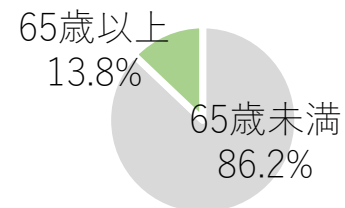
約 2 割が再犯時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

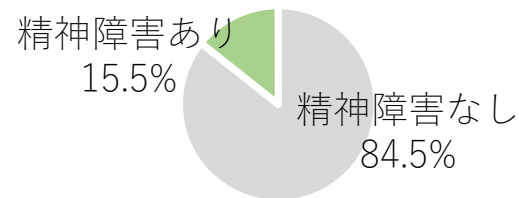
高齢である・障害がある

1 割以上が高齢者



新受刑者の年齢

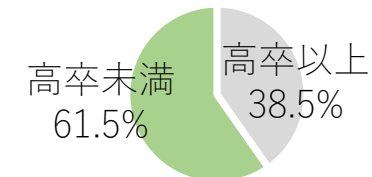
1 割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

教育程度が比較的低い

約 6 割が高卒未満



新受刑者の教育程度

(令和 3 年矯正統計年報)



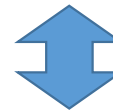
再犯防止のためには、出所者等の生活支援をすることが早道

刑務所出所者等の強み

就労につながれば自立が近い

○ 就労は再犯防止に大きな効果

- ・ 刑務所再入所者の65.0%が無職者（令和3年矯正統計年報）



- ・ 住居なくして就労なし
- ・ 就労支援があるにもかかわらず、保護観察終了時に24.2%が無職（R6）（令和7年度再犯防止推進白書）
- ・ 職場定着率の低さ（協力雇用主アンケート（H30）では6月以内に離職する者が約半数と回答）

保護観察期間中の再犯防止機能

- ・ 保護観察終了時の再犯率（注）は10%
（令和3年保護統計）



- ・ 保護観察は原則として有期

（注）ここでの「再犯」とは取消し（保護処分、仮釈放、執行猶予）、（少年院への）戻し収容、身柄拘束のまま保護観察が終結した場合を指す。

刑務所出所者等に対する就労支援の必要性

無職者と有職者の再犯率

無職者は有職者の**約3倍**

刑務所再入所者に占める無職者の割合

刑務所再入所者の**約7割**が再犯時無職

仕事がないことが再犯に大きく影響

就労先の確保のための仕組みが必須

刑務所出所者等に対する居住支援の必要性

- 刑務所に入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合(R1) 17.6%
⇒ 累入者については21.3%、初入者については12.4%
- 特定の居住地が確保されずに出所した満期釈放者(R1) 3,381人
- 仮釈放の申出がなされない理由が「住居調整不良」の者の割合 62.5%
⇒ 行状不良:33.2%、暴力団離脱意思なし:7.7%（令和3年度再犯防止推進白書）
- 「更生保護施設施設入所者の自立先の確保で困ったことがある」と回答した同施設職員の割合（H30調査） 76.7%
⇒ うち、困った理由が「保証人が確保できない」：93.7%
⇒ 更生保護施設入所者の退所先 「借家」:32.2%「就業先」:18.0%

3 保護観察所が実施する支援と課題

保護観察所における就労支援対策（福祉支援含む）

就労支援対策

【刑務所出所者等総合的就労支援対策】（H18～）

- ・ 法務省と厚生労働省の連携事業
- ・ ハローワークにおける専用窓口設置、出所者専用の就労支援メニュー、矯正教育の充実、身元保証制度

【更生保護就労支援事業】（22都道府県）

- ・ 民間の専門団体に委託して、マンツーマンによるマッチング支援等を実施（H23～）
- ・ 民間の専門団体に委託して、出所者及び雇用主の双方へ職場定着支援等を実施（R2～）

【刑務所出所者等就労奨励金】

- ・ 雇用期間に応じて協力雇用主に対して1人当たり年間最大72万円を支給（H27～）

【コレワーク】（全国8か所）

- ・ 企業と受刑者の出所前マッチングの支援（H28～）

福祉支援対策

【地域生活定着支援センター】（H21～）

- ・ 行き場のない障害者・高齢者である受刑者等の、出所後の福祉サービス確保等の支援

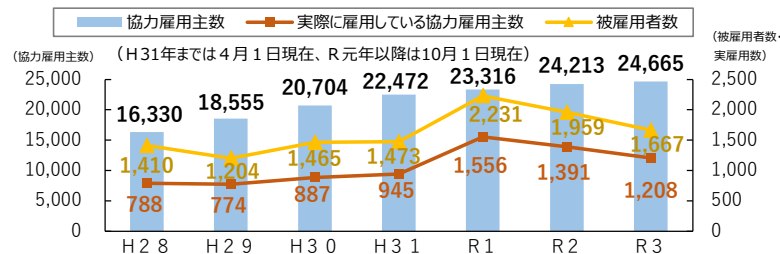
刑務所出所者等に対する就労支援

協力雇用主

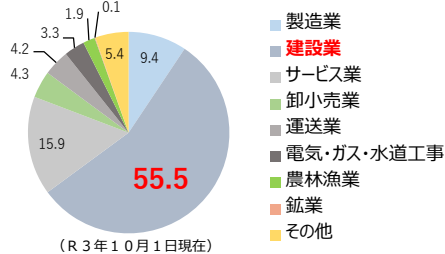
- 刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- 再犯防止推進法（第14条）に「協力雇用主」という用語が法律上初めて明記
- 最寄りの保護観察所に登録。R 6 年 1 0 月 1 日現在、全国で約 **2 万 5 千社** が登録



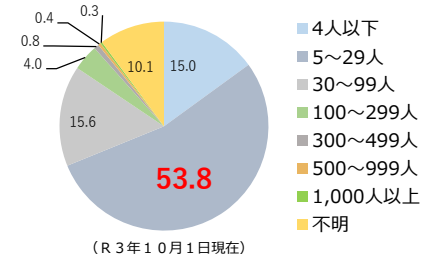
協力雇用主数・被雇用者数等の推移



業種別の協力雇用主の割合（%）



規模別の協力雇用主の割合（%）



刑務所出所者等に対する就労支援

刑務所出所者等総合的就労支援対策（H18年度～）

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的に実施
- 矯正施設・保護観察所と公共職業安定所との連携体制を強化
- トライアル雇用や身元保証制度など就労支援メニューを活用

更生保護就労支援事業（H26年度～）

- 民間の就労支援事業所に委託し、きめ細かな寄り添い型の支援（就職活動支援・職場定着支援）を実施
- R 7 年度は全国 **2 8 か所** で実施

協力雇用主に対する支援

刑務所出所者等就労奨励金

- 刑務所出所者等を雇用し、指導をした場合、**年間最大72万円**を支給
- 被雇用者が20歳未満又は50歳以上の場合、**最大6万円**を加算

身元保証制度

雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、**最大200万円**の見舞金を支給

協力雇用主に対する表彰等

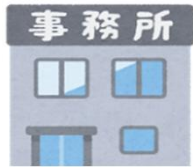
- H27年度 協力雇用主に対する法務大臣感謝状を新設
- H30年秋以降 協力雇用主を藍綬褒章の授章対象

地方公共団体による支援

入札参加資格の審査、総合評価落札方式の評価に際して、協力雇用主としての登録や雇用実績等に応じて加算

更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和7年度**全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など

① 保護観察所における居住支援対策

更生保護施設

- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営（大半が20名定員）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間を収容保護し、原則24時間体制
- ・ 法務省の認可施設で、委託費を支給
- ・ 仮釈放制度に不可欠な施設

自立準備ホーム

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始
- ・ NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するもので、専用のベッド等を用意する必要なし
- ・ 全国で703か所（562事業者）が登録（R7.4.1現在）
- ・ 宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等（巡回による支援でも可）を委託
- ・ 保護の期間は更生保護施設に準じ、委託終了後に賃貸契約を締結する例もあり



ただし・・・

いずれも
「一時的」居住支援

刑務所出所者等が犯罪に陥らず、安定した生活を継続するためには、

○職場定着

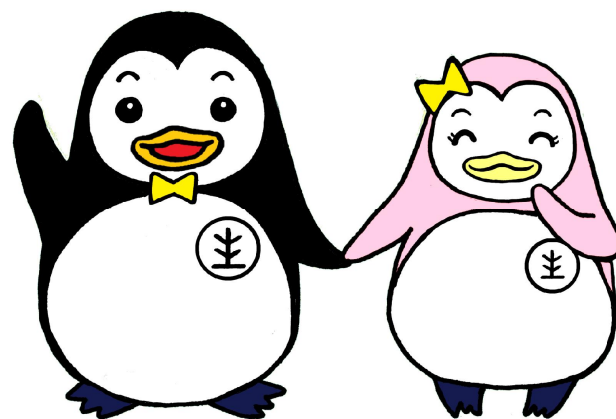
又は

○福祉支援

が不可欠

その基盤となる居住地の確保

御清聴ありがとうございました。



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん